



桜ヶ丘延寿ホーム 入所のご案内

1. はじめに

桜ヶ丘延寿ホーム施設概要

定員 105名 / ショートステイ 11名

建物 4人居室（22部屋）、個室（28部屋）

対象 ご家族等での介護が困難で、介護保険制度による要介護認定が要介護3～5と認定された方。もしくは、要介護1～2で、ご自宅での生活が困難なやむを得ない事由のある方。

運営の基本理念

当ホームは昭和15年に東京都民生委員連合会の前身である東京方面委員が設立した法人であり、「生命の尊重」「人格の尊重」「意志の尊重」の「三つの尊重」をサービスの基本理念としています。職員は利用者の個別的ニーズに合わせたサービスを行い、利用者の生活の質を高めるためのサービスを実施しています。また、「多摩市さくらが丘在宅サービスセンター」「多摩市東部地域包括支援センター」および「カーサさくらが丘」を併設し、デイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイ、サービス付き高齢者向け住宅等、種々のサービスを提供しています。



2. 桜ヶ丘延寿ホームへの入所をご希望される皆様へ

施設入所のお申込みは、希望される施設に直接手続きをしていただきます。

ご利用者やご家族が実際にご覧になり、担当者から直接説明を受けた上でのお申込みをお奨めします。

また、ホームでは施設サービス計画に基づき、入浴・排泄・食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の世話、機能訓練、健康管理および療養上の世話を行うことにより、ご利用者がその有する能力に応じて安全で快適な日常生活ができるようにすることを目指しております。

3. ご見学・パンフレット

施設のご見学について

事前連絡の上、日程を調整いたしますのでお気軽にお問い合わせください。

原則として、平日の10時～16時でお願いしております。(応相談)

お問い合わせ先
入所相談窓口 生活相談員
ながい よしかわ おかだ ののした
永井・吉川・岡田・野々下

パンフレットのお取り寄せについて

ご希望により「施設のパンフレット」や契約事項を記した「重要事項説明書」をお渡しすることが出来ます。郵送を希望される場合、140円切手を同封の上、下記住所宛にお申込みください。

〒206-0021
東京都多摩市連光寺 1-1-1
桜ヶ丘延寿ホーム 入所資料請求係



4. 入所に際しての留意事項

【契約書・重要事項説明書】

ご利用者と施設が利用契約を結びます。契約の内容につきましては、事前にご確認ください。

【ご面会】

9時～17時まで自由となっております。ご面会の方には、事務所（1階）のカウンターで面会者簿の記入をお願いしております。飲酒後の面会や危険物の持込等、他の利用者に迷惑がかかる行為や時間帯はご遠慮ください。

【外出・外泊】

外出や外泊はお申出により可能です。お薬の準備やお食事の手配が必要となるため、早目の連絡をお願いしております。また、外出・外泊簿へのご記入をお願いします。

【喫煙・飲酒】

全館禁煙となっております。飲酒は夕食時に食堂で晩酌程度として楽しんでいただくこともできます（自己負担）。健康上の理由で医師から別途指示がある場合は、指示通りの対応となりますので、予めご承知ください。

【居室・設備・器具の利用】

常に整理整頓を心がけ、清潔で快適な生活が維持できるようご協力をお願いします。設備や器具の利用に関しては職員にご相談ください。破損のないようお願い申し上げます（破損した場合、実費をご負担いただくことがございます。）。

【現金等の管理】

トラブルが生じることもありますので、各自の責任の範囲内をお願いします。ご利用者同士の貸し借りはご遠慮ください。

【物品の保管】

居室の棚に収納できる範囲でお持込ください。持物には必ずお名前をご記入ください。

【健康管理】

夜間は、医師・看護師が勤務しておりませんので、体調のすぐれない時は早めに職員にお申し出ください。通院・入院に際しては、ご家族のご協力もお願いしております。

【協力医療機関】

協力医療機関は下記の通りです。入所前のかかりつけ医へ継続受診する事も可能です。

医療機関名	診療科目	所在地
桜ヶ丘記念病院	精神科・歯科	多摩市連光寺 1-1-1
稲城市立病院	内科他	稲城市大丸 1 1 7 1
中河原眼科	眼科	府中市住吉町 2-1 7-3 6
府中恵仁会病院	内科他	府中市住吉町 5-2 1-1
厚生荘病院	内科他	多摩市和田 1 5 4 7
佐々部医院	整形外科他	多摩市関戸 4-9-2

【入院時対応】

主治医が通院及び入院の判断を致します。ご家族には、入院時の事務手続と入院期間中の対応をお願いしております。

【退院】

3ヶ月以上の入院期間が見込まれる場合や、実際に3ヶ月を超えてしまう場合にはご相談ください。尚、入院中のベッドは、ショートステイ等で一時的に使用する場合があります。

【特別な医療対応】

経管栄養（鼻や胃部からの管による栄養）、カニューレ（呼吸を助けたり、薬を注入したりする為に体内にさしこむ管）、インシュリン注射、人工透析などが必要な場合はご相談ください。

【入所直前の身体状況】

待機期間を経て入所となりましたら、ご本人の現況把握と入所の意思確認をさせていただきます。病状については主治医の意見書により確認いたします。他者に感染する可能性がある疾患を有している場合には、一旦保留とさせていただきます場合もございます。

【宗教活動・政治活動】

思想・信条は個人の自由ですが、他の利用者への布教や宣伝活動等をご遠慮ください。

【テレビ・ラジオ等】

テレビ、ラジオはお持込みにてご利用いただけます（電気代自己負担）。ご利用の際は、音量など同室者へご配慮ください。夜間や早朝はイヤフォンの使用をお願いしております（4人部屋の方は原則として使用）。

【動物の飼育】

ホーム内へのペットの持込み及び個人的な動物の飼育をご遠慮ください。

【買い物・飲食物の管理】

個人的な買い物は個人の責任の範囲内をお願いします。体調の都合により食事制限が必要な方もいらっしゃいますので、他ご利用者への飲食物の提供はお控えください。お持込の食品に関しては、食堂の冷蔵庫もご利用頂けますが、衛生管理上の理由（賞味期限切れ、腐食等）により、ご同意の上、処分させていただきますことがあります。

【相談ごと】

入所後の生活等について誰しも多少の心配事や悩みは出てまいります。生活相談員をはじめ、内容によっては、看護師、ケアワーカー、栄養士等のスタッフがお話をお伺いしますので遠慮なくお申出ください。

5. 施設生活について

【食事】

朝食： 7時30分～
昼食： 12時00分～
おやつ： 15時00分～
夕食： 18時00分～



原則、各階の食堂にてお摂りいただきます(大食堂、小食堂の選択、なじみの関係を優先した座席への配慮、面会者との会食等、個別の相談に応じておりますのでお気軽にお申し出ください。)。献立について、栄養バランスはもちろんのこと、季節感を取り入れた変化のある食事を提供しております。嚥下困難な方には粥食・きざみ食・ミキサー食等を提供し、必要な方には療養食を個別に提供させていただきます。選択食(副食、おやつを選択、めん類選択食)についても実施しています。体調不良や外出等の理由により、時間をずらしての食事についても、可能な範囲で対応させていただきますのでお申出ください。

【入浴】

週に最低でも2回身体状況に応じた方法で入浴していただきます。発熱等の事情で入浴できない場合、状況に応じて清拭いたします。

一般浴 一般浴槽での入浴
月・水・土 午前 9時30分～11時00分

中間浴 チェアバスでの入浴
月・火 午前 9時30分～11時30分
午後 1時45分～ 3時30分
金 午前 9時30分～11時30分
午後 1時45分～ 3時30分

機械浴 特殊浴槽での入浴
月・火 午前 9時30分～11時30分
午後 1時45分～ 3時30分
金・土 午前 9時30分～11時30分
午後 1時45分～ 3時30分



【起床・消灯時間】

起床時間 午前6時 消灯時間 午後9時

【介護】

施設サービス計画に沿って以下の介護を行います。

- 食事・着替え・排泄・入浴・離床・洗面・体位交換等の介助・シーツ交換・寝具の消毒
- 移動の付き添い等



【洗濯】

原則として衣類の洗濯はホームで行います。縮みやすい素材、破損しやすい衣類などは、クリーニングのご利用をお願いすることがあります。

【機能訓練】

1階の機能訓練室または居室にて、身体状況に合わせた機能訓練を行います。理学療法士の訓練は週1回で、平常はマッサージ師が引き継いで行います。

【教養・娯楽】

大活字本等の図書や雑誌、テレビ、ビデオ、ゲーム類、輪投げ等の遊戯具、民謡等各種カセットテープの娯楽設備及び用品を整えております。

【クラブ活動】

書道、生花、作業（ぬり絵やちぎり絵）、民謡、音楽、朗読等の、趣味に応じたクラブ活動に参加していただくことができます。また、レクレーションや対面朗読も行われています。



【行事】

お花見、運動会、納涼大会、長寿を祝う会、初詣、観梅、節分等、季節行事をお楽しみいただくことができます。また、毎月の誕生会では、式典のほかに散歩・映写会・アトラクション等のメニューを月ごとに実施しています。利用者の皆様との「話し合いの広場」（偶数月に実施）や対話の機会を通じて日常生活上のご希望やご意見をいただいております。

【売店】

ご希望に応じて、桜ヶ丘記念病院の売店へ職員がご案内しております。

【理美容】

1ヶ月に1回、第三月・火曜日に理容師さんが来所しますので、ご希望の方はご利用いただけます。

【ホーム喫茶】

毎月1回、地域のボランティアさんにご協力いただきながら喫茶店を開店しています。午後のひとときをゆっくりと語らいの場としてもご利用ください。

【喫茶コーナー ぶらり】

毎週火～土曜日の午後1時～4時、1階喫茶コーナーにて、地域のボランティアさんのご協力により、喫茶店を営業しています。ご入所者以外の方も、どうぞお気軽にご利用ください。



6. 利用料金について

毎月の利用料は大別して、介護報酬の1割の部分（平成27年8月より一定以上所得者は介護報酬が2割負担となります。）、食費、居住費、そして施設で独自に設定する利用料の4種類から構成されます。当ホームが、入所される方に提供するサービス（介護給付によるサービスとその他のサービス）の自己負担額は以下の通りです。

【基本的なご利用料金について】（月額を記載 1ヶ月を31日とした場合）

		算定項目	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1 介護報酬 自己負担額(1割)	多床室		¥21,785	¥24,143	¥26,536	¥28,894	¥31,181
	個室		¥21,785	¥24,143	¥26,536	¥28,894	¥31,181
2 食費に係る 自己負担額 (保険外)	第1段階		¥9,300				
	第2段階		¥12,090				
	第3段階		¥20,150				
	上記以外の方		¥42,780				
3 居住費に係る 自己負担額 (保険外)	第1段階	個室	¥9,920	/	多床室	¥0	
	第2段階	個室	¥13,020	/	多床室	¥11,470	
	第3段階	個室	¥25,420	/	多床室	¥11,470	
	上記以外の方	個室	¥35,650	/	多床室	¥26,040	
多床室 利用の方	自己負担合計 (1+2+3)	第1段階	¥31,085	¥33,443	¥35,836	¥38,194	¥40,481
		第2段階	¥45,345	¥47,703	¥50,096	¥52,454	¥54,741
		第3段階	¥53,405	¥55,763	¥58,156	¥60,514	¥62,801
		上記以外の方	¥90,605	¥92,963	¥95,356	¥97,714	¥100,001
個室 利用の方	自己負担合計 (1+2+3)	第1段階	¥41,005	¥43,363	¥45,756	¥48,114	¥50,401
		第2段階	¥46,895	¥49,253	¥51,646	¥54,004	¥56,291
		第3段階	¥67,355	¥69,713	¥72,106	¥74,464	¥76,751
		上記以外の方	¥100,215	¥102,573	¥104,966	¥107,324	¥109,611

※記載の合計金額に、精神科医療養指導加算、栄養マネジメント加算、看護体制加算（Ⅰ）口、日常生活継続支援加算、夜勤職員配置加算（Ⅰ）口、介護職員処遇改善加算（Ⅰ）は含まれております。

【加算報酬額について】

項目		利用料金	
	個別機能訓練加算	1日につき	¥13
○	精神科医療養指導加算	1日につき	¥6
○	栄養マネジメント加算	1日につき	¥15
	初期加算	入所日から30日以内の期間 入院後の再入所も同様 1日につき	¥33
	退所前連携加算	1人につき1回を限度	¥536
	退所前訪問相談援助加算	入所中1回（又は2回）を限度	¥494
	退所後訪問相談援助加算	退所後1回を限度	¥494
	退所時相談援助加算	1人につき1回を限度	¥429
	外泊時費用	入院した場合、外泊を認めた場合 1月に6日を限度、1日につき	¥264
	療養食加算	医師の発行する食事箋に基づいた 治療食が提供された場合 1日につき	¥20
○	看護体制加算（I）口	1日につき	¥5
○	日常生活継続支援加算	1日につき	¥39
○	夜勤職員配置加算（I）口	1日につき	¥14
○	介護職員処遇改善加算（I）	1日につき	¥40～¥56

【その他、自己負担額について】

費目	選択	利用料金	
日用品費	なし ^注	0円	
	あり	Aパック (髭剃りあり)	1日につき 60円(月額1,860円)
		Bパック (髭剃りなし)	1日につき 40円(月額1,240円)
預り金管理費	なし ^注	0円	
	あり	1日につき	100円(月額3,100円)
個人用テレビ 電気料	持込みなし	0円	
	持込みあり	1日につき	30円(月額930円)
買い物代行費用		1回につき	500円

理美容費（1,500円）、医療費、薬剤費などは、別途実費をご負担いただきます。

注：なしを選択される場合、施設からの便宜の供与が図れないため、ご家族様等にすべて対応して頂くこととなります。

【介護保険自己負担額認定について】

介護保険負担限度額認定を受けている場合、居住費および食費については、認定証に記載してある金額を上限としてご負担いただくことになります。

利用者負担段階について

(第1段階)

世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方。生活保護の方。

(第2段階)

世帯全員が市町村民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方。(障害年金や遺族年金などは非課税ですので、これには含みません。)

(第3段階)

世帯全員が市町村民税非課税で、利用者負担第2段階に該当しない方。

※上記以外の方(本人が市町村民税非課税でも世帯の中に市町村民税課税者がいる方も含みます)は、表の「上記以外の方」の料金となります。

【高額介護サービス費制度】

介護報酬の自己負担(各加算も含む)が1ヶ月の自己負担限度額を超えた場合に対象となり、差額分が還付されます(償還払いで約3ヶ月後に差額分が戻る仕組みです)。自己負担限度額は、利用者負担第1段階と第2段階の方は月額15,000円、第3段階の方は月額24,600円、それ以外の方は月額37,200円となります。但し、平成27年8月より現役並み所得者の方は月額44,400円が限度額となります。

7. 利用料のお支払方法

(1) 郵便局の総合通帳からの引落

自動払込利用申込書に必要事項を記入し郵便局へご提出ください。事務手続きに3週間程必要となります。引落日は利用月の翌月末となります。

(2) 振込によるお支払方法 ※振込手数料はご家族の方のご負担となります。

お振込み先

みずほ銀行府中支店 普通預金口座

口座番号 505694

口座名 社会福祉法人 桜ヶ丘社会事業協会 さくらがおかえんじゅ 桜ヶ丘延寿ホーム

理事長 さとうただひこ 佐藤忠彦

(3) 現金によるお支払

面会時に現金にてお支払ください。ホーム事務所にて受付けております。

8. 入所時にご持参していただくもの

【手続きに要する物】

- ①入所契約書、重要事項説明書
- ②転出証明書（他市からご入所の場合）
- ③医療保険被保険者証（後期高齢者医療被保険者証等）
- ④医療受給者証等（交付を受けている場合）
- ⑤介護保険被保険者証
- ⑥介護保険負担限度額認定証（交付を受けている場合）
- ⑦身体障害者手帳（交付を受けている場合）
- ⑧診察券（協力医療機関へ受診歴がある場合）
- ⑨年金証書等、前年度の年金額が確認できるもの（写しで構いません）
- ⑩生活歴、金銭管理代行依頼書、個人情報に係る同意書
- ⑪緊急時の対応に関する意向確認書
- ⑫印鑑 1個（預り金通帳作成の為）
- ⑬現金 3万円（当座のお小遣いとして）
- ⑭みずほ銀行新規口座作成お申込書
- ⑮お薬 1週間分
- ⑯診療情報提供書、看護サマリー（病院や他施設からの入所の場合）

【日用品】

室内履き（リハビリシューズ）、爪きり、ブラシ、バスタオル（2枚）、
ハンドタオル（10枚）

※日用品費お申込みでない方、特定の製品をご希望の方は、歯ブラシ、歯
磨き粉、ティッシュペーパーもお持ちください。

【衣料品】

- ・ 普段着（10組）

※長袖、伸縮性のある素材でお願いします。

※大型洗濯機、乾燥機を使用しますので、

装飾があるもの、ウール素材は避けてください。

- ・ 下着、靴下（10組）
- ・ 外出着（1～2枚）
- ・ 寝間着又はパジャマ（3枚）



【上記以外で、緊急で入院する場合に必要な物品】
ガーゼの寝間着2枚・バスタオル2枚・タオル5枚
※別袋に「緊急入院用」と記載して、ご持参ください

※全てのお持ち物に、ご記名ください。

（濃い色の衣類には名札を縫いつける等お願いします。）

※衣類は洗濯可能な素材のものをご用意ください。

※預り品台帳に持参される荷物すべてをご記入ください。



【延寿について】

昔、官人が衆生済度を志し、出家を願い出たところ、ときの帝は、これを嘉して延寿の名を賜った話（後に知覚禪師となる）。また大和の橿原神宮では元旦に延寿祭を催し、参拝高令者に延寿盃を頒布し、あるいは、古く朝廷において老人保護のため延寿堂を設けたなど、延寿とは長命に加えて昔の社会福祉にも用いられたと考えられるものです。このようなことから、法人名の桜ヶ丘を冠して延寿ホームとしたものです。

【桜ヶ丘社会事業協会の沿革】

昭和 6 年 4 月	財団法人 東京方面事業後援会設立
昭和15年11月	桜ヶ丘保養院開設（現桜ヶ丘記念病院）
昭和27年 5 月	社会福祉法人 桜ヶ丘社会事業協会に組織変更
昭和50年10月	特別養護老人ホーム 桜ヶ丘延寿ホーム開設
昭和61年 4 月	多摩市デイホームさくらが丘開設
平成 7 年 4 月	多摩市さくらが丘在宅サービスセンター開設
平成14年 1 月	桜ヶ丘延寿ホーム全改築
平成26年 4 月	サービス付き高齢者向け住宅 カーサさくらが丘開設

社会福祉法人 桜ヶ丘社会事業協会

桜ヶ丘延寿ホーム

〒206-0021 東京都多摩市連光寺1-1-1

TEL 042-373-4768

FAX 042-373-2200